

和歌山県立医科大学学生懲戒規程

制 定 平成27年3月1日和医大規程第90号
最終改正 令和3年12月1日和医大規程第71号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学学則(平成18年4月1日和医大規程第1号)第56条及び和歌山県立医科大学大学院学則(平成18年4月1日和医大規程第2号)第41条の懲戒並びに和歌山県立医科大学助産学専攻科に関する規程(平成20年2月22日和医大規程第107号)第12条のうち賞罰に関し、必要な事項を定める。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 退学 退学させ、和歌山県立医科大学学則26条及び和歌山県立医科大学大学院学則第21条に規定する再入学は認めない。

(2) 停学 6か月以内の有期停学又は無期停学とし、この間の登学及び本学学生としての活動を禁止する。

(3) 訓告 文書により注意を与え、戒める。

(その他の教育的措置)

第3条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として、口頭又は文書による厳重注意を行うことがある。

(懲戒等の判断基準)

第4条 懲戒等の要否及び種類の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。また、懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の程度

(3) 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度

(4) 他の学生及び社会に与える影響

(5) 過去の非違行為の有無

(6) 非違行為後の対応

2 懲戒の種類は、懲戒処分標準例(別表)によるものとする。ただし、個別の事案の内容によっては、これによらない場合もあるものとする。

3 懲戒処分標準例に掲げられていない非違行為は、懲戒処分標準例を参考に決定するものとする。

(調査委員会の設置)

第5条 学生部長は、学生の懲戒に該当する行為を知り得たときは、直ちに学長に報告するとともに、当該事案に関する調査を行うための学生懲戒調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するものとする。

(調査委員会の組織)

第6条 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学生部長が指名する学部教務学生委員会委員 若干名
- (3) その他学生部長が必要と認めたもの 若干名

2 調査委員会に委員長を置き、前項第(1)号の委員をもって充てる。

(謹慎)

第7条 学長は、当該事案が第2条第(1)号の退学又は同条第(2)号の停学に該当することが明白であると認めた場合は、懲戒処分決定前に謹慎を命ずることができるものとする。この場合、原則として謹慎期間は1か月を超えないものとする。

2 前項により謹慎を命じた場合は、登学及び本学学生としての活動を制限する。また、謹慎の期間は停学期間に算入できるものとする。

(調査)

第8条 調査委員会は非公開とし、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事実調査を行うものとする。

2 調査委員会は、当該学生に対し、調査する旨を告知するものとする。

3 調査委員会は、当該学生又は関係者から事情若しくは意見を聴取し、必要と認める場合は、資料の提出を求めることができるものとする。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

5 調査委員会は、当該事案が医学部又は医学研究科の学生に関するものである場合は医学部教務学生委員会に、保健看護学部又は保健看護学研究科の学生に関するものである場合は保健看護学部教務学生委員会に、薬学部の学生に関するものである場合は薬学部教務学生委員会に、助産学専攻科の学生に関するもの及び複数の学部又は研究科の学生に関するものである場合は学生部委員会に速やかに調査結果を報告するものとする。

(懲戒案等)

第9条 学部教務学生委員会及び学生部委員会(以下「学部教務学生委員会等」という。)は、調査委員会の報告に基づき、当該事案を審議し、懲戒の要否及び懲戒案等を明記した報告書を作成し、学長に報告するものとする。

(学生の弁明)

第10条 学部教務学生委員会等は、当該学生に対し、処分案の内容を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。この場合において、当該学生が正当な理由なく口頭による弁明の場に出席しなかった場合又は弁明書を提出しなかった場合には、弁明する権利を放棄したものとみなす。

2 学部教務学生委員会等は、弁明に際し、当該学生から補助するもの（保証人、弁護士、通訳等を含む。）の同席について求めがあったときは、2名以内に限りこれを認めるものとする。

3 学部教務学生委員会等は、当該学生からの弁明が妥当であると判断した場合には、学長に報告するとともに、調査委員会に再調査を指示することができるものとする。

（懲戒の決定）

第11条 学長は、教授会、研究科委員会又は専攻科委員会及び教育研究審議会の審議を経て、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

（懲戒処分の通知等）

第12条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、学生及び学生の保証人に対し、懲戒処分の内容及びその理由を文書により通知するものとする。ただし、社会人学生及び留学生の場合は当該学生への通知のみとする。

2 懲戒の発効の日は、当該学生が懲戒処分の通知を知り得た日とする。

3 第7条第2項の謹慎が適用されている場合で、決定した懲戒が停学の場合の発効日は、謹慎の初日とすることができる。

（懲戒の公示）

第13条 懲戒処分を行った場合は、学部、研究科又は専攻科、学年、懲戒の内容及びその理由を学内掲示板に1週間公示するものとする。

2 その他の教育的措置を行った場合は、学長が必要と判断する事案については、前号に準じて公示するものとする。

（懲戒に関する記録）

第14条 懲戒処分を行った場合は、その内容を学籍簿に記録するものとする。ただし、成績証明書及び推薦書等にはその内容を記載しないものとする。

（異議申立て）

第15条 懲戒処分を受けた学生は、当該処分に異議がある場合は、学長に対し、懲戒の発効日から30日以内に別記様式により異議申立てをすることができる。

2 学長は、再調査の必要があると認めるときは、学生部長に対して再度、調査委員会の設置を指示するものとする。この場合の調査等については、第5条から第10条に規定する手続きを経るものとする。

3 学長は、再調査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。

4 学長は、第2項の調査の結果、懲戒処分の減免の必要があると認められた場合は、第11条、第12条第1項及び第13条第1項を準用し、懲戒の決定、懲戒処分の通知、懲戒の公示を行うものとする。

5 異議申立ては、懲戒処分 of 効力を妨げないものとする。

(無期停学の解除)

第 16 条 学部教務学生委員会等は、無期停学の発行日より 6 カ月を経過した後に、その解除が適当であると認めるときは、その解除を発議する。

2 無期停学の解除は、教授会、研究科委員会又は専攻科委員会及び教育研究審議会の審議を経て、学長が行う。

3 学長は、無期停学の解除を決定した場合は、当該学生に対し、文書により通知するものとする。

(懲戒処分と学籍異動等)

第 17 条 学長は、事案を既に確認している場合で、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に退学(自主退学)の願い出があったときは、この願い出を受理しないものとする。

2 学長は、停学中の学生から休学の願い出があった場合は、この願い出を受理しないものとする。

3 休学中の学生が停学処分となった場合は、当該学生の停学期間中の休学を認めないものとする。

4 停学期間は、在学期間に含めるものとする。

(逮捕・拘留時の取扱い)

第 18 条 学長は、学生が逮捕・拘留され、大学が本人に接見することができない状況であっても、懲戒処分が妥当であると判断した場合は、懲戒処分を行うことができるものとする。

(事務)

第 19 条 学生の懲戒に関する事務は、医学部又は医学研究科の学生に係る事案については学生課、保健看護学部、保健看護学研究科又は助産学専攻科の学生に係る事案については保健看護学部事務室、薬学部の学生に係る事案については薬学部事務室において処理する。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

別表(第4条関係)
懲戒処分標準例

区 分	非 違 行 為 の 種 類	懲 戒 の 標 準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	痴漢行為(覗き見、盗撮その他の迷惑行為を含む。)	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告

飲酒	飲酒を強要し重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
研究活動	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を行った場合	退学、停学又は訓告
試験不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学又は訓告
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
その他の非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	人権侵害行為	退学、停学又は訓告
	セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等に当たる行為	退学、停学又は訓告
	ソーシャルメディアの不適正使用で悪質な場合	退学又は停学
	ソーシャルメディアの不適正使用	停学又は訓告
	本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為	退学、停学又は訓告
本学学則その他規程等に違反する行為		退学、停学又は訓告
その他学生としての本分に反する行為		退学、停学又は訓告

異議申立書

令和 年 月 日

和歌山県立医科大学学長 様

異議申立者 所属学部・研究科・専攻科
学 年
学籍番号
氏 名

下記のとおり異議を申し立てます。

記

異議申立てに係る処分等の内容

異議申立てに係る処分があったことを知った日

異議申立ての内容

異議申立ての理由